

(請求人様)

| | |
|----------|----------|
| 名古屋市監査委員 | 木 下 優 |
| 同 | 岩 本 たかひろ |
| 同 | 山 本 正 雄 |
| 同 | 小 川 令 持 |

名古屋市職員措置請求について（通知）

令和 2年 6月 9日に提出された名古屋市職員措置請求について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

本請求は、地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

本件住民監査請求は、山崎川のしゅんせつ工事において行われた大雨による川の増水に対する緊急対策として、当初、大型土のう52袋等により作業車両の待避場を確保したものの、さらなる増水のため、クレーン車により作業車両を避難させたことから、初めからクレーン車による避難をさせていれば、先に実施した大型土のう工事は不用であったと主張し、大型土のう工事費の返還を求めるものであると思料する。

ところで、地方自治法に規定されている職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合に、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止する等の措置を請求することができる制度である。

住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、違法又は不当な財務会

計行為等の事実を証する書面を添付しなければならないとされており、その対象とする財務会計行為等を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的、具体的に摘示しなければならないとされている。また、財務会計行為等が法令に違反している等の違法性又は不当性について具体的に摘示していなければならないとされている。

本請求において、請求人は、当該工事において行われた大雨による川の増水に対する緊急対策の工法として、大型土のう工事は不用であったと主張しているのみで、財務会計行為である公金の支出自体の違法性又は不当性について何ら摘示しておらず、また、添付された書面は違法又は不当な財務会計行為等の事実を証する書面とは言えない。

よって、本請求は、地方自治法第 242条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局特別監査室)